

令和8年度千葉県歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール実施要項

1 目 的

「歯と口の健康週間」関連行事として、歯・口の健康に関する図画・ポスターを表彰することによって口腔保健に関する正しい知識を普及啓発し、もって県民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

2 主 催

千葉県 千葉県教育委員会 市町村教育委員会
郡市歯科医師会 千葉県歯科医師会

3 応募対象者

千葉県内公立小・中学校、義務教育学校、千葉県内私立小・中学校、私立中等教育学校（前期）、
千葉県立・公立特別支援学校、特別支援学級の児童生徒

4 選考基準

1. 歯・口の健康づくりを通じ、生涯にわたって健康な生活を送るとともに、健康な社会の形成に貢献できるような内容であること。
2. 教育上不適切な表現・描写、人によっては不快感を抱かせるような表現・描写のないこと。
3. むし歯の予防を訴えるだけでなく、歯肉の健康、よく噛むことの大切さなど食を通じた歯・口の健康づくりや口腔機能の健全育成、望ましい生活習慣の形成、歯・口の外傷予防の大切さを訴えるなど、歯・口の健康づくりを通じて生涯にわたり健康で安全に生活するための習慣や態度の育成に寄与する内容であること。
4. 発達段階に応じた表現であること。
5. 歯・口の健康が全身の健康に欠かせないものであることや、歯みがきを含め正しい生活習慣を身につけることが大事であることを訴えるもの。
6. 表現したいことを適切に伝えるために色や絵の構成に工夫がされていること。
7. 他作品の模倣ではなく、個人のオリジナリティの高い作品であること。

5 応 募

1. 児童生徒が作成した歯・口の健康に関する図画もしくはポスターを郡市主催の第1次審査に応募する。応募作品は郡市で審査・選考の上、千葉県歯科医師会長へ提出する。ただし、特別支援学校、および特別支援学級の児童生徒の作品は直接千葉県歯科医師会長に提出するものとする。
2. 中学校以上の生徒はCG作品の応募も可とする。
3. 作品は個人の作品とし、他団体の主催するコンクール等に応募していない未発表のものとする（ただし、本コンクールへの応募のために審査するコンクールは可とする。応募する作品はHPや紙面等において未掲載・未発表のものに限る）
4. 応募票に必要事項を記入の上、すべての作品の裏に、1点ごとに1枚ずつ貼付すること。《作者の学校名（市町村名から記入）、学年、氏名、ふりがな》
5. 応募作品の一覧（報告書）を電子データ（Excel）で提出すること。
6. 作品の一部がはがれる等、破損しないよう応募にあたって注意すること。なお、作品の破損等について、本会では責任を負わない。

6 注 意 事 項

別紙「応募上の注意」を参照

7 審 査

（1）第1次審査

ア 審査方法

郡市内の各小学校及び中学校から選出された図画及びポスターの代表作品に対し審査委員が選考基準に基づき審査を行い、等位を決定する。

イ 審査委員

審査委員の構成は、各市町村教育委員会、郡市歯科医師会会員等をもってする。

ウ 審査期日及び表彰式

郡市の主催者の間で協議するものとする。

エ 県への提出

各郡市歯科医師会長は、各部それぞれ第1位の作品を千葉県歯科医師会長に提出する。

特別支援学級に在籍する児童生徒の作品については、特別支援学校の部での応募となるため、第1次審査は行わず、千葉県歯科医師会長に提出する。

提出期限は令和8年7月31日（金）必着とする。

(2) 第2次審査

ア 審査方法

次のイに規定する「審査委員会」において、第1次審査で選出された図画、ポスターの代表作品ならびに県立・公立特別支援学校、特別支援学級からの応募に対し、表彰部門ごとに分けて選考基準に基づき審査を行い、等位を決定する。

イ 審査委員会

審査委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 千葉県健康福祉部
- (2) 千葉県教育委員会教育振興部
- (3) 千葉県歯科医師会
- (4) 千葉県歯科衛生士会

ウ 審査日

令和8年8月20日(木)

エ 審査場所

千葉県口腔保健センター

千葉市美浜区新港32-17

Tel 043-241-6471

オ 日本学校歯科医会への推薦

千葉県知事賞を受賞した作品については、「歯・口の健康に関する図画・ポスターコンクール」(日本学校歯科医会主催)へ推薦する。

特別支援学校(学級)の部は千葉県教育委員会教育長賞を受賞した作品の中から1点を推薦する。

8 表 彰

(1) 表彰作品

下記作品の作成者に賞状を授与する。下記以外の作品については佳作とし、その作成者に県歯科医師会長名の賞状を授与する。

ア 小学校低学年の部(小学校1年～3年)

- 第1位 千葉県知事賞
- 第2位 千葉県教育委員会教育長賞
- 第3位 千葉県歯科医師会長賞

イ 小学校高学年の部(小学校4年～6年)

- 第1位 千葉県知事賞
- 第2位 千葉県教育委員会教育長賞
- 第3位 千葉県歯科医師会長賞

ウ 中学校の部

- 第1位 千葉県知事賞
- 第2位 千葉県教育委員会教育長賞
- 第3位 千葉県歯科医師会長賞

エ 特別支援学校(学級)の部 小学部低学年の部(小学部1年～3年)

- 第1位 千葉県教育委員会教育長賞
- 第2位 千葉県歯科医師会長賞

オ 特別支援学校(学級)の部 小学部高学年の部(小学部4年～6年)

- 第1位 千葉県教育委員会教育長賞
- 第2位 千葉県歯科医師会長賞

カ 特別支援学校(学級)の部 中学部の部

- 第1位 千葉県教育委員会教育長賞
- 第2位 千葉県歯科医師会長賞

キ 特別支援学校(学級)の部 高等部の部

- 第1位 千葉県教育委員会教育長賞
- 第2位 千葉県歯科医師会長賞

(2) 表彰期日

上記作品の作成者に対して、次の日時、場所にて表彰を行う。

ア 日 時

令和8年11月12日(木)

第21回千葉県学校歯科保健大会にて

イ 場 所

千葉県口腔保健センター

千葉市美浜区新港32-17

Tel 043-241-6471

9 その他

作品は主催者に帰属し、表彰作品については展示及びホームページ等で広く広報する。

(作品、学校名、学年、氏名等を公表予定)